

令和元年6月6日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(A) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26245008

研究課題名(和文) 刑事司法と福祉の連携に関する試行モデルの検証と制度設計のための総合的研究

研究課題名(英文) Comprehensive research for verification and system design of trial model on cooperation between criminal justice and welfare

研究代表者

土井 政和(DOI, MASAKAZU)

九州大学・法学研究院・教授

研究者番号：30188841

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 27,190,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、刑事司法と福祉の連携をめぐる試行モデルの運用を刑事司法と福祉の両側面から検証し、課題を明らかにするとともに、刑事司法と福祉の連携の在り方を探求し、その具体的な制度設計を行うことを目的としたものである。その成果として、第一に、刑事司法と福祉の連携をめぐる試行モデルの中から特に地域生活定着支援センターに関する実態調査を行い、現状と課題を明らかにした。第二に、刑事司法と福祉の観点から、比較法的検討を行い、欧米、豪州、アジアの国々における制度、現状、課題について分析した。第三に、それらを参考にしつつ、刑事司法と福祉の連携の在り方について理論的課題を検討するとともに、立法的課題を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

福祉が本人の任意性を前提としている以上、刑事司法が福祉へ介入できる範囲は自ずと限定され、また、福祉が再犯防止という刑事司法的視点を自ら取り込むことにも慎重でなければならない。しかし、このことは刑事司法と福祉の連携を否定するものではない。問題は、刑事司法と福祉が相互に対等な立場を維持しつつ連携する具体的な在り方である。本研究は、この課題に対する解決の方向と制度設計を提示しようとするところに学術的・社会的意義がある。

研究成果の概要(英文)：This research examines the operation of trial model of cooperation between criminal justice and welfare from both sides of criminal justice and welfare, clarifies the problems, and investigates the ideal way of cooperation between criminal justice and welfare, and its purpose is to design a new system.

As a result, firstly, from the trial model of cooperation between criminal justice and welfare, we conducted an actual survey on the regional living support center, and clarified the current situation and issues. Second, from the perspective of cooperation between criminal justice and welfare, we conducted comparative studies and analyzed the systems, current conditions, and issues in the countries of Europe, the United States, Australia, and Asia. Thirdly, referring to them, we researched theoretical issues on the state of cooperation between criminal justice and welfare and clarified legislative issues.

研究分野：刑事法

キーワード：司法と福祉の連携 地域生活定着支援センター 対人援助 社会復帰 ダイバージョン 更生保護 アセスメント

1. 研究開始当初の背景

近年、刑事施設被収容者のうち2割を超える者が知的障害をもち、出所後も十分な福祉的支援を受けられないまま犯罪を繰り返している状況が指摘されている。政府の犯罪対策閣僚会議も、「犯罪者を生まない社会の構築」を重点課題の一つに掲げ、刑務所出所者等の地域生活定着支援の実施や就労先の確保等を政府全体で取り組む姿勢を示した。2009年には、厚労省と法務省の連携で各都道府県に刑事施設と地域社会福祉をつなぐ地域生活定着支援センター（以下、「定着」という。）が設置されるとともに、刑事施設や更生保護施設に社会福祉士が配置された。この刑事司法と福祉の連携の動きは、定着の活動が開始されて以降、刑事施設からの「出口支援」にとどまらず、捜査・公判段階における「入口支援」へと拡大している。2013年2月から、東京地検には社会福祉士が配置され、起訴猶予対象者を福祉へつなぐ業務が始められ、2013年10月からは、検察庁と保護観察所との連携による更生緊急保護事前調整モデルが全国7か所で試行されることになった。

このように、刑事司法と福祉との連携の動きは、刑事施設出所後の出口支援から起訴猶予や執行猶予段階における入口支援へと拡大するにつれ、警察、検察、裁判所、刑務所、保護観察所等刑事司法を担う諸機関と福祉機関との連携の在り方について新たな課題を提起している。それは、刑事司法の福祉化か、福祉の刑事司法化かという問題提起にも端的に表現されている。

このような状況を前提にすれば、ここ数年にわたる刑事司法と福祉の連携をめぐる様々な試行モデルの運用を刑事司法と福祉の両側面から検証し、問題点を整理したうえで、望ましい解決策を明らかにすることが必要である。また、刑法に規定された執行猶予制度や累犯加重制度の見直し、量刑手続における判決前調査制度導入の可否、刑や裁判の個別化を意図する刑罰執行裁判所や障害者等特別司法手続創設の可否、起訴猶予や執行猶予などダイバージョン制度の見直し、刑事収容施設法や更生保護法の見直し、保護観察の理念及び位置づけの再考など、福祉的視点から刑事司法の在り方についての検討が必要になっている。

2. 研究の目的

本研究は、刑事司法と福祉の連携をめぐる試行モデルの運用を刑事司法と福祉の両側面から検証し、課題を明らかにするとともに、刑事司法と福祉の連携の在り方を探求し、その具体的な制度設計を行うことを目的とする。そのため、第一に、刑事司法と福祉の連携をめぐる近年の様々な試行モデルの運用について実態調査と検証を行い、情報を整理しつつ、問題点を明らかにする。第二に、それに基づいて、比較法的検討を行う視点を明らかにし、北欧諸国、欧米、豪州等の各国調査を実施する。第三に、それらをも参考にしつつ、刑事司法と福祉の連携の在り方について具体的な制度設計を行うとともに、現在の刑事司法制度に対して立法的改革提案を行う。

3. 研究の方法

現在、刑事司法と福祉の連携については、再犯防止の観点からその必要性が強調され、政府をはじめ行政機関、またその担い手である福祉機関や団体、さらには研究者においても大きな関心が寄せられている。しかしながら、再犯防止の概念は、本人支援と社会防衛の両者を内包しており、その用い方によっては、視点が本人支援から社会防衛へと容易に転換しうるものであって、刑事司法と福祉の連携を学術的に分析検討する概念としては曖昧にすぎる。そこで、本研究においては、社会防衛的観点に立つ「監視」と本人支援の観点に立つ「援助」という対立的な分析枠を用いることにする。

本研究は、実証的・比較的研究という方法をとること、評価に関しては、対象が数的に限定され、しかも地域的特性を有することから、主として定性的方法をとること、刑事司法と福祉の両分野からの領域横断的方法をとることとした。

(1) 先行研究に関する調査及び理論的検討

刑事司法と福祉の連携に関連する日本の文献及び資料としては、山本譲司氏の一連の著作、南高愛隣会による厚労省社会福祉推進事業による報告書等、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の紀要並びに長崎新聞や西日本新聞などの新聞記事等相当数がある。これらについては、われわれの科研による先行研究の過程で入手済みのものもあるが、その後、研究者による論文等も公刊されてきており、それらを収集整理し、検討した。

また、福祉的視点から刑事司法を見直すために、執行猶予制度、累犯加重制度、量刑手続における判決前調査制度、刑や裁判の個別化を目的とした刑罰執行裁判所や障害者等特別司法手続、起訴猶予などダイバージョン制度、刑事被収容者処遇法や更生保護法、保護観察の理念及び位置づけなどに関連する先行研究も収集整理し、本研究の実態調査をも踏まえた理論的検討も行った。

(2) 国内の実態調査とその分析及び評価研究

日本各地で行われている刑事司法と福祉の連携に関する試行モデルについて、アンケート及びインタビューの方法で実態調査を行った。全国の定着、検察庁（試行モデルによる社会福祉士配置庁）保護観察所（とくに更生緊急保護事前調整モデル試行検察庁）全国就労支援事業者機構及び各県就労支援事業者機構、更生保護施設などの中から、調査の優先順位を決定し、インタビュー調査を実施した。調査の中心を占める定着に関しては、全国の各地域から偏りのないよう抽出した29か所の定着に対して調査依頼を行い、ヒアリング調査を実施した。まず、

本調査前に予備調査として3か所の定着での聞き取りを実施し、本調査時は、当該予備調査の結果を基に作成した統一的な「質問票」を調査前に定着へ送付した。そのうえで、調査者（最少2名）が各定着の所在地に出向き、または、所定の場所で直接聞き取り調査を実施した。聞き取りの実施方法としては質問票の具体的な質問項目をベースにした半構造化インタビューによる。

（3）比較法的研究

われわれの先行研究においても、英米独仏北欧の起訴猶予や執行猶予等ダイバーション制度については検討を進めてきた。本研究ではさらに累犯加重制度、判決前調査制度、刑の個別化制度、刑罰執行裁判所や障害者等特別司法手続、行刑法、更生保護関係法などについても文献や資料を収集し検討するだけでなく、その運用についてもインタビューなどによって実態調査を行った。特に、アメリカ、ドイツ、フランス、オーストラリア、韓国における実態調査と共同研究は有意義なものとなった。

4. 研究成果

（1）**試行モデルの実績調査と評価研究**として、主として定着の活動実態調査と評価研究を行った。中間報告として、それまでに完了した実態調査の結果の分析・評価について司法福祉学会で報告した。また、全国29か所の定着の活動状況についての最終的なまとめを、刑事立法研究会編『「司法と福祉の連携」の展開と課題』（現代人文社、2018）において公表した。

本調査の目的は、犯罪をして刑事司法に関わることになったクライアントが「社会の中で生きる」ことができるように支援することに日々尽力している定着の取り組みを調査し、本人が自律的・継続的に「生きて」いけるよう支援するにあたって「よき実践」を構成しているものは何か、それに繋がる持続的なネットワークを構築するために何が機能しうるかを明らかにすることであった。

その成果の詳細は上記書籍にゆづらざるをえないが、定着と関係機関との連携の中でも、とくに刑事司法機関との連携においては、定着と刑事司法機関の本人に対する見方の差異が大きく連携の困難さが指摘されていたが、保護観察所との関係では、個別ケースの連携実践を積み重ねていく中で、福祉的な見立てや支援にとって不可欠な情報の必要性が理解され、本人の抱えるニーズの捉え方も変化していく傾向があることが明らかになった。次に、検察段階での入口支援では、そもそも日常的に連携をとっている定着は決して多くないが、捜査における身柄拘束期間という時間的制約やマンパワー不足等の理由から極めて限られたケースに限定せざるを得ないことが明らかになった。さらに、多様な地域福祉や社会資源との連携では、長崎定着のケースが参考になる。そこでは、障害者自立支援法によって法定化された自立支援協議会をベースに、官民が一体的に対象者の課題解決に向けた「協働スキーム」を構築し、支援の協議・調整を行っている。協議会に参加している多分野・他職種の関係機関が、適宜相互に「受け皿」となれるための関係性を構築している。定着による本人支援の課題については、まず、支援に際して重要な事項として、被支援者本人との信頼関係の構築が挙げられる。この点、特別調整の候補者との制度的・時間的制約のためラポール形成に困難が伴うこと、また、被支援者自身の支援を受けることへのモチベーションの低さなどの問題点が明らかになった。本人にとって意味のある支援の質を担保し、客観的にも適切な支援であることを保障するためには、本人の目線から見た継続的・統合的生活が成立しているのかどうか重要な指標となりうる。また、本人支援のための社会資源も不足している。これは、福祉的ニーズのある犯罪をした人に限定される問題というよりも、社会一般・福祉一般における課題として捉えられるべき問題である。定着支援事業の制度的課題として、各機関からの情報提供・共有の在り方がある。矯正施設等からの情報提供の在り方については、定着に情報が提供されるまでの所要時間が長いこと、提供される情報の内容と信頼性に問題があることが明らかになった。これは、上述の刑事司法機関と福祉における対象者像の違いに起因するものであり、連携実践の中から福祉的ニーズの捉え方についての理解を積み重ねていくことが必要であろう。

（2）**比較法的研究**では、オーストラリアのメルボルン大学のスタッフと共同研究を行い、社会内処遇と司法福祉セミナー「テクノロジーを用いた社会内モニタリング オーストラリアにおける監視社会の拡大と障がいのある人の自律的な社会復帰のあり方から考える」を開催し、「犯罪予防としてのテクノロジーを用いた監視の拡大」並びに「テクノロジーを用いた自律的な社会内処遇プログラム」について討論し、その成果を公刊した。また、新しい刑事司法政策として、**Justice Reinvestment Approach** についても紹介した。

アメリカにおけるホームレスコートの取り組み並びに公判前ダイバーションと適正手続保障について制度紹介とその現状について検討し、その成果を公刊した。

ドイツのバーデン・ヴュルテンベルク州における保護観察の民間委託とその後の国営化への回帰ならびにドイツにおける施設内処遇から社会内処遇への移行マネジメントについて検討し、その成果を公刊した。

フランスにおける刑罰適用裁判官制度、保護観察及び仮釈放の制度改正である刑事強制および強制下釈放、フランスの更生保護における官・民及び官・官の協働について検討し、その成果を公刊した。

韓国における条件付起訴猶予制度の実態調査を行い、その現状と問題点について検討し、その成果を公刊した。

(3) 理論的、制度的研究では、以下のテーマについて検討し、その成果を公刊した。「刑事司法と福祉の連携」の権利論的構成、対人援助ニーズを有する犯罪行為者への福祉による支援の理論的位置づけ、刑事司法に關与した人のアセスメント/マネジメントのあり方、その人の「生きる」の支援のために、刑事司法における犯罪行為者処遇と社会復帰支援 - 受刑者の法的地位論、処遇モデル論および国際準則を中心に、社会復帰支援と保護観察官、司法と福祉の連携による福祉の司法化のリスクファクターとその影響に関する検討、司法と福祉の連携におけるアカウンタビリティのあり方、自由刑単一化論と処遇、対人援助ニーズを有する者に関する刑罰制度の問題、刑事司法制度が社会復帰の困難を増幅しないために、ダイバージョンの刑事訴訟法上の問題点、対人援助ニーズを有する被疑者・被告人に対する弁護活動の在り方、対人援助職による刑事手続への關与のあり方、刑務所におけるソーシャルワークの制約と可能性、社会福祉士及び精神保健福祉士の経験から、立ち直りを支える居住・就労支援のあり方、高齢犯罪者に対する地域生活定着支援センターによる支援、薬物依存症を抱える人に刑事司法は何ができるか。

(4) 本研究の成果を取りまとめたものとして、刑事立法研究会編/土井政和・正木祐史・水藤昌彦・森久智江責任編集『「司法と福祉の連携」の展開と課題』(現代人文社、2018)を公刊した。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計 36 件)

正木祐史、社会内処遇の在り方をめぐる議論について、法律時報、査読無、90 巻 4 号、2018、48-53

水藤昌彦、障害者福祉と刑事司法の連携：障害のある犯罪行為者への地域生活支援の国際比較、社会保障研究、査読無、2 巻 4 号、2018、525-539

相澤育郎、レイモン・サレイユにおける「刑の個別化」の思惟、法政研究、査読有、84 巻 3 号、2017、719-750

甘利航司、犯罪研究動向 電子監視：「今まで」と「これから」、犯罪社会学研究、査読有、42 号、2017、171-181

石田侑矢、問題解決型刑事司法の課題と展望 歴史的・訴訟法的観点からの一考察 (3)、九大法学、査読無、115 号、2017、123-168

石田侑矢、問題解決型刑事司法の課題と展望 歴史的・訴訟法的観点からの一考察 (2)、九大法学、査読無、114 号、2017、98-160

井上宜裕ほか・フランス刑事立法研究会(訳)、治療を理由とした刑の修正を受ける人々の居場所と援助 - 尊厳をもってケアを受ける - (受け入れ先紹介実用ガイドブック)、法政研究、査読有、83 巻 4 号、2017、941-967

高橋有紀、刑の一部の執行猶予をめぐる議論と実務、犯罪と刑罰、査読無、26 号、2017、101-123

武内謙治、必要的仮釈放制度の刑事政策史上の一断面 法制審議会刑事法特別委員会および小委員会の議論を素材に、法政研究、査読有、84 巻 3 号、2017、878-845 [F29-62][横組]

中村悠人、量刑における高齢、法学セミナー、査読無、62 巻 11 号、2017、25-28

本庄武、福祉のニーズを有する犯罪者の社会復帰支援を巡る自律と保護、法の科学、査読無、48 号、2017、38-47

水藤昌彦、社会福祉士等による刑事司法への関わり：入口支援としての福祉的支援の現状と課題、法律時報、査読無、89 巻 4 号、2017、47-53

安田恵美、拘禁の弊害と社会復帰(特集 高齢犯罪者と社会的排除：傷つきやすさと社会参加)、法学セミナー、査読無、62 巻 11 号、2017、34-38

相澤育郎、フランスにおける刑罰適用裁判官の制度的展開(2・完)、龍谷法学、査読無、49 巻 2 号、2016、451-503

相澤育郎、フランスにおける刑罰適用裁判官の制度的展開(1)、龍谷法学、査読無、48 巻 3 号、2016、273-324

石田侑矢、問題解決型刑事司法の課題と展望 歴史的・訴訟法的観点からの一考察 (1)、九大法学、査読無、113 号、2016、63-122

木下大生、罪を犯した知的障害者への支援 現状と課題、さぼーと：知的障害福祉研究、査読無、63 巻 2 号、2016、17-18

中村悠人、責任と決定論についての小考、井田良ほか編『浅田和茂先生古稀祝賀論文集 [上巻]』、成文堂、査読無、2016、239-258

前田忠弘、刑事司法・刑事政策における福祉的支援、『浅田和茂先生古稀祝賀論文集(下巻)』、成文堂、査読無、2016、655-672

丸山泰弘、判決前調査とその担い手～Mitigation Specialist(減輕専門家)の視点～、『浅田和茂先生古稀祝賀論文集(下巻)』、成文堂、査読無、2016、699-719

21 水藤昌彦・山崎康一郎・我藤諭、性加害行為のある知的障がい者に対する支援者の意識と今後の支援方法に関する一考察：障がい福祉領域における支援者への意識調査より、司法福祉学研究、査読無、16 号、2016、12-34

22 水藤昌彦・森久智江・加藤幸雄、鼎談「司法と福祉」～福祉の自律性と司法との連携～(講演録)『司法の期待に福祉はどう応えるのか～福祉の自律性と司法との連携～』、査読無、2016、65-137

23 水藤昌彦、近年の刑事司法と福祉の連携にみるリスクとセキュリティ：福祉機関が司法化するメカニズム、犯罪社会学研究、査読有、41号、2016、47-61

24 水藤昌彦・山崎康一郎・我藤諭、性加害行為のあった知的障がい者への支援上の課題と研修について：障がい福祉事業所の支援者へのアンケート調査より、龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報、査読無、6号、2016、118-132

25 森久智江、刑の一部猶予制度の運用のあり方について 犯罪をした人の社会復帰の観点から、徳田靖之・石塚伸一・佐々木光明・森尾亮編『刑事法と歴史的価値とその交錯(内田博文先生古稀祝賀論文集)』、法律文化社、2016、627～654

26 赤池一将、フランスの社会内処遇と更生保護における官・民と官・官の協働、更生保護学研究、査読無、7号、2015、60-80

27 相澤育郎、ソーシャル・インクルージョンと犯罪者処遇：「公正」と「効率」のモメントから、龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報、査読無、5号、2015、16-36

28 相澤育郎、フランスにおける刑罰適用裁判官の歴史的展開、龍谷法学、査読無、48巻2号、2015、965-1007

29 高橋有紀、保護観察対象者の分類における「正確さ」、罪と罰、査読無、52巻4号、2015、68-78

30 土井政和、刑事司法と福祉の連携—現状と課題、月刊福祉、査読無、98巻10号、2015、36-39

31 土井政和、ドイツの社会内処遇：バーデン・ヴュルテンベルク州における保護観察の民間委託を中心として、更生保護学研究、査読無、7号、2015、80-91

32 中村悠人、刑罰目的論と刑罰の正当化根拠論、現代法学、査読無、28号、2015、175-205

33 丸山泰弘、刑の一部執行猶予と判決前調査 - 薬物依存とシームレスな支援：刑の一部執行猶予制度導入の意味とその影響について、更生保護学研究、査読無、7号、2015、110-114

34 水藤昌彦・森久智江、共同研究：福祉と司法の連携における「リスク評価(Risk Assessment)」と支援：オーストラリアの実践に学ぶ、立命館法学、査読無、361号、2015、313-353

35 森久智江・水藤昌彦[訳]、ランブリック・フランク、障がいのある人のリスクのアセスメント(Risk Assessment)とマネジメント可能性(Manage-ability) - その支援の理念とあるべき方法(福祉と司法の連携における「リスク評価(Risk Assessment)」と支援：オーストラリアの実践に学ぶ)、立命館法学、査読無、361号、2015、883-899

36 森久智江・水藤昌彦[訳]、ロス・スチュワート、ビクトリア州裁判所における精神疾患のある犯罪行為者への支援：裁判所統合サービスプログラム(Court Integrated Services Program：CISP)・ARC 法廷(Assessment and Referral Court List：ARC List)を中心に(福祉と司法の連携における「リスク評価(Risk Assessment)」と支援：オーストラリアの実践に学ぶ)、立命館法学、査読無、361号、2015、870-882

[学会発表](計 11 件)

Chie Morihisa, Overview of Japanese Medical Care in Criminal Justice System, JH&FMHN Meeting, Long Bay Correctional Complex, Sydney・Long Bay Correctional Complex, 2017年2月27日

原田和明、精神障害がある被疑者被告人の更生保護についての一考察、日本更生保護学会第5回大会(2016.12.10-11、早稲田大学)

水藤昌彦、海外におけるアセスメントの動向と理論的基盤：RNR、GLM、離脱研究の視点から、日本更生保護学会、2016/12/10-11、早稲田大学早稲田キャンパス(東京)

本庄武、福祉的ニーズを有する犯罪者の社会復帰支援を巡る自律と保護、2016年度民主主義科学者協会法律部会学術総会全体シンポジウム「日本国憲法の現代的課題」、2016年11月27日、早稲田大学

水藤昌彦、社会福祉からみる連携の展望と課題—本人のために、支援を、であり得るのか？—、日本犯罪社会学会、2016/10/29-30、甲南大学岡本キャンパス(神戸市)

森久智江、刑事司法の『自己像』と『孤立』、日本犯罪社会学会第43回大会シンポジウム「刑事司法と対人援助 誰のために、何を」と、神戸市・甲南大学岡本キャンパス、2016年10月30日

森久智江、司法と福祉の連携における犯罪行為者の自律的社会復帰のあり方、立命館大学法学会 2016年度第1回刑事法研究会、京都市・立命館大学衣笠キャンパス、2016年10月26日

相澤育郎、フランスにおける刑罰適用裁判官の生成と展開：刑の司法化、裁判化と個別化、日本刑法学会九州部会第119回例会、2016年9月10日、福岡・西南学院大学

森久智江、日本における司法福祉の現状、日韓社会内処遇セミナー、韓国春川市、江原大学校法科大学、2016年8月30日

森久智江、地域生活定着支援センター全国調査にみる犯罪をした人の社会復帰支援の現状と課題、日本司法福祉学会第17回大会、神戸市・甲南大学岡本キャンパス、2016年8月28日

原田和明、障害者差別解消法施行に伴う、知的障害や発達障害のある被疑者被告人支援の今

後についての一考察、日本司法福祉学会第17回大会（**2016.8.27.** 甲南大学）

〔図書〕(計2件)

刑事立法研究会編・土井政和・正木祐史・水藤昌彦・森久智江責任編集、「司法と福祉の連携」の展開と課題、現代人文社、2018、502頁

加藤幸雄・水藤昌彦・森久智江、司法の期待に福祉はどう応えるのか～福祉の自立性と司法との連携～、独立行政法人国立重度知的障害者施設のぞみの園、査読無、2016、142頁

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：赤池 一将
ローマ字氏名：(AKAIKE, kazumasa)
所属研究機関名：龍谷大学
部局名：法学部
職名：教授
研究者番号：30212393

研究分担者氏名：甘利 航司
ローマ字氏名：(AMARI, koji)
所属研究機関名：國學院大学
部局名：法学部
職名：准教授
研究者番号：00456295

研究分担者氏名：井上 宜裕
ローマ字氏名：(INOUE, takahiro)
所属研究機関名：九州大学
部局名：大学院法学研究院
職名：教授
研究者番号：70365005

研究分担者氏名：大貝 葵
ローマ字氏名：(OOGAI, aoi)
所属研究機関名：金沢大学
部局名：法学系
職名：准教授
研究者番号：90707978

研究分担者氏名：金澤 真理
ローマ字氏名：(KANAZAWA, mari)
所属研究機関名：大阪市立大学
部局名：大学院法学研究会
職名：教授
研究者番号：10302283

研究分担者氏名：木下 大生
ローマ字氏名：(KINOSHITA, daisei)
所属研究機関名：武蔵野大学
部局名：人間科学部
職名：准教授
研究者番号：20559140

研究分担者氏名：斎藤 司
ローマ字氏名：(SAITO, tsukasa)
所属研究機関名：龍谷大学
部局名：法学部
職名：教授
研究者番号：20432784

研究分担者氏名：佐々木 光明
ローマ字氏名：(SASAKI, mitsuaki)
所属研究機関名：神戸学院大学
部局名：法学部
職名：教授
研究者番号：70300225

研究分担者氏名：高橋 有紀
ローマ字氏名：(TAKAHASHI, yuki)
所属研究機関名：福島大学
部局名：行政政策学類
職名：准教授
研究者番号：00732471

研究分担者氏名：高平 奇恵
ローマ字氏名：(TAKAHIRA, kie)
所属研究機関名：九州大学
部局名：大学院法学研究院
職名：助教
研究者番号：30543160

研究分担者氏名：武内 謙治
ローマ字氏名：(TAKEUCHI, kenji)
所属研究機関名：九州大学
部局名：大学院法学研究院
職名：教授
研究者番号：10325540

研究分担者氏名：崔 鍾植
ローマ字氏名：(CHOI, jongsik)
所属研究機関名：神戸学院大学
部局名：法学部
職名：研究員
研究者番号：20380652

研究分担者氏名：中村 悠人
ローマ字氏名：(NAKAMURA, yuto)
所属研究機関名：東京経済大学
部局名：現代法学部
職名：准教授
研究者番号：90706574

研究分担者氏名：野澤 充
ローマ字氏名：(NOZAWA, mitsuru)
所属研究機関名：九州大学
部局名：大学院法学研究院
職名：教授
研究者番号：70386811

研究分担者氏名：平山 真理
ローマ字氏名：(HIRAYAMA, mari)
所属研究機関名：白鷗大学
部局名：法学部
職名：教授
研究者番号：20406234

研究分担者氏名：瀧野 貴生
ローマ字氏名：(FUCHINO, Takao)
所属研究機関名：立命館大学
部局名：法務研究科
職名：教授
研究者番号：20271851

研究分担者氏名：本庄 武

ローマ字氏名：(HONJO, takeshi)
所属研究機関名：一橋大学
部局名：法学研究科
職名：教授
研究者番号：60345444

研究分担者氏名：前田 忠弘
ローマ字氏名：(MAEDA, tadahiro)
所属研究機関名：甲南大学
部局名：法学部
職名：教授
研究者番号：160157138

研究分担者氏名：正木 祐史
ローマ字氏名：(MASAKI, yushi)
所属研究機関名：静岡大学
部局名：法務研究科
職名：教授
研究者番号：70339597

研究分担者氏名：丸山 泰弘
ローマ字氏名：(MARUYAMA, yasuhiro)
所属研究機関名：立正大学
部局名：法学部
職名：准教授
研究者番号：60586189

研究分担者氏名：水藤 昌彦
ローマ字氏名：(MIZUTO, masahiko)
所属研究機関名：山口県立大学
部局名：社会福祉学部
職名：教授
研究者番号：40610407

研究分担者氏名：森久 智江
ローマ字氏名：(MORIHISA, chie)
所属研究機関名：立命館大学
部局名：法学部
職名：教授
研究者番号：40507969

研究分担者氏名：安田 恵美
ローマ字氏名：(YASUDA, megumi)
所属研究機関名：國學院大学
部局名：法学部
職名：講師
研究者番号：90757907

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：相澤 育郎
ローマ字氏名：(AIZAWA, ikuo)

研究協力者氏名：石田 侑矢
ローマ字氏名：(ISHIDA, yuya)

研究協力者氏名：上田 光明
ローマ字氏名：(UEDA, mitsuaki)

研究協力者氏名：大塚 英理子
ローマ字氏名：(OOTSUKA, eriko)

研究協力者氏名：田中 祥之
ローマ字氏名：(TANAKA, yoshiyuki)

研究協力者氏名：西原 有希
ローマ字氏名：(NISHIHARA, yuki)

研究協力者氏名：原田 和明
ローマ字氏名：(HARADA, kazuaki)

研究協力者氏名：朴 姫淑
ローマ字氏名：(PARK, heesuk)